

プロペラ鑄物の化学成分に関する事項

改正規則

鋼船規則 K 編

改正事項

プロペラ鑄物の化学成分に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 7 章には IACS 統一規則 W24 に基づき、プロペラに使用する銅合金鑄物の化学成分に関する要件が規定されている。その中で材料記号 KHBsC1 及び KHBsC2 の銅合金鑄物に対して錫の含有量の下限値を規定しているが、JIS や ASTM 等の国際的に認知された規格においては、錫の含有量の下限値は定められていない。

これを受けて、IACS では当該要件をこれらの規格と整合させるべく、錫の含有量の下限値を廃し、2012 年 5 月に IACS 統一規則 W24(Rev.3)として採択した。

今般、同統一規則に基づき関連規定を改めた。

改正内容

プロペラ鑄物の化学成分について、錫の含有量の下限値を削除した。